

大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

#### 大和市規則第18号

大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和44年大和市規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1ア 行政職給料表(1)の適用を受ける者の表4級の項中「水質管理センター長」を「水質管理センター所長」に、「渋谷分室長」を「分室長」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。